

社会福祉法人さやまが丘保育の会

評議員会報酬・旅費(交通費)規程

本規定は、定款第八条の規定により、評議員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- 評議員会出席の評議員に対して、一回につき 5,157 円を報酬として支払う。
- 評議員が、評議員会への出席以外で法人の業務にあたる場合は一回につき 5,157 円を報酬として支払う。
- 評議員への報酬支払の際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

【交通費】

- 評議員会出席の評議員には、旅費として評議員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【備考】

- 評議員会に出席する理事及び監事は、理事会報酬規程を適用する。

附則

- 本規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉法人さやまが丘保育の会定款

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。